

公立大学法人愛媛県立医療技術大学内部統制に関する規程

令和5年規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学業務方法書（平成22年規程第1号。以下「業務方法書」という。）第3条に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「法人」という。）における内部統制の体制及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) 内部統制 法令等を遵守し、業務の有効性及び効率性を確保するとともに、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、理事長が整備・運用する仕組み
- (2) 内部統制システム 役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が、法、他の法令、愛媛県の条例若しくは規則又は法人の定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- (3) モニタリング 内部統制システムが有効に機能していることを継続的に監視・評価する手続

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(審議機関)

第4条 理事会は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学理事会規程（平成22年規程第3号）第2条の規定に基づき、内部統制システムに関する重要事項について審議する。

2 理事会は、第6条第3項の規定による報告があったときは、内部統制システムに係る改善策を検討するものとする。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、内部統制システムの整備及び運用に関し、次条第1項に規定する内部統制担当理事を監督する。

2 理事長は、内部統制システムに関する事項を役職員に周知するとともに、継続的にその見直しを図らなければならない。

(内部統制担当理事)

第6条 法人に、業務方法書第4条第1項に規定する内部統制システムに関する事務を統括する役員として内部統制担当理事を置き、理事長が指名する常勤の理事をもって充てる。

2 内部統制担当理事は、法人の内部統制システムの整備及び運用を推進し、継続的な

見直しを図るとともに、その状況の把握に努めなければならない。

- 3 内部統制担当理事は、内部統制システムの整備及び運用状況を定期的に理事会に報告するものとする。
- 4 内部統制担当理事は、内部統制システムの整備及び運用の推進に関し、必要に応じて役職員に研修を実施するとともに、職員の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 内部統制担当理事は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を講ずるものとする。
- 6 内部統制担当理事は、役職員の不正及び違法行為並びに内部統制上の著しい不当事実を発見し、又は報告（通報を含む。）があった場合には、速やかに必要な措置をとるとともに、理事長及び監事に報告し、併せて再発防止のための措置を講ずるものとする。

(内部統制推進責任者)

第7条 法人に内部統制推進責任者を置き、事務局次長をもって充てる。

- 2 内部統制推進責任者は、内部統制担当理事の指示の下、内部統制システムの適切な整備及び運用を推進するとともに、その運用状況を把握し、当該理事に報告するものとする。
- 3 内部統制推進責任者は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに内部統制担当理事に報告しなければならない。

(役職員の責務)

第8条 役職員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは著しい不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、内部統制推進責任者を通じて、内部統制担当理事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、必要に応じて、内部統制担当理事又は監事に直接報告することができる。

(監事との連携)

第9条 理事長は、内部統制システムに関し、監事と定期的に意見及び情報の交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。

(モニタリング)

第10条 法人の内部統制システムの有効性を監視するためのモニタリングは、次のとおりとする。

- (1) 日常モニタリング
- (2) 定期モニタリング
- (3) 隨時モニタリング

- 2 日常モニタリングは、全ての役職員の自己点検・評価及び相互牽制並びに承認手続により、法令及び規程等に基づき、法人の業務執行に係る決裁及び経費支出の承認に

係る手順が適切に実施されているか確認を行うものとする。この場合において、全ての役職員は、内部統制の問題の把握及び改善に努めるものとし、法令違反等法人の内部統制に関して特に問題のある事案がある場合は、速やかに内部統制推進責任者に報告しなければならない。

- 3 定期モニタリングは、公立大学法人愛媛県立医療技術大学監事監査規程（平成 22 年規程第 60 号）に基づき、監事が行う監査をもって充てる。
- 4 隨時モニタリングは、内部統制担当理事が、内部統制システムに係る問題の把握及び改善を目的として行う。

（事務）

第 11 条 この規程に関する事務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。

（雑則）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 24 日から施行する。